議案第8号

白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び白岡市職員 の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年白岡町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を「、並びに第2項及び」に改める。

第14条第2項第17号ア中「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が認める事由に伴うその者の世話」を加え、同項第18号中「定める者」の次に「(第19条第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

- 第19条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする 状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護 との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護 両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護 両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」とい う。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講 じなければならない。
- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する 年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項 に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われる

ようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 (白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 第2条 白岡市職員の育児休業等に関する条例(平成4年白岡町条例第9 号)の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の2第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年2月20日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。